2021年12月22日

各位

東京都千代田区丸の内三丁目２番３号
三菱マテリアル株式会社
執行役社長　小野直樹

東京都千代田区内幸町二丁目１番１号
Ｃ統合準備株式会社
代表取締役　小山　誠

（変更）吸収分割に係る事前開示書面

三菱マテリアル株式会社（以下「分割会社」といいます。）とＣ統合準備株式会社（以下「承継会社」といいます。2022年１月１日付けで「ＵＢＥ三菱セメント株式会社」に商号変更予定です。）とは、2022年４月１日を効力発生日として分割会社のセメント事業及びその関連事業等を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を、2021年５月14日に締結しました。本吸収分割を行うに際して、2021年６月７日付で、分割会社が会社法第782条第１項及び会社法施行規則第183条により、承継会社が会社法第794条第１項及び会社法施行規則第192条により開示すべき事項を記載した書面（以下「原備置書面」といいます。）を作成の上、備え置きしております。

今般、原備置書面中の事前開示事項に変更が生じましたので、分割会社については会社法会社法第782条第１項及び会社法施行規則第183条第７号、承継会社については会社法第794条第１項及び会社法施行規則第192条第８号の規定に基づき、変更後の事前開示事項を記載した書面を別紙のとおり作成の上、備え置きいたします（原備置書面に記載した事前開示事項から変更となった箇所は、別紙中に下線で表示しております。）。

別紙

1. 吸収分割契約の内容

吸収分割契約の内容は、別紙１のとおりです。

２．分割対価の定めの相当性に関する事項

(1)対価の総数に関する事項

分割会社及び宇部興産株式会社（以下「宇部興産」といいます。）は、両社が 50%ずつ出資の上で承継会社を設立し､両社の国内･海外のセメント事業及び生コンクリート事業、石灰石資源事業、エネルギー・環境関連事業、建材事業その他の関連事業（以下「本承継対象事業」といいます。また、分割会社の対象事業を「分割会社対象事業」、宇部興産の対象事業を「宇部興産対象事業」といいます。）を承継会社に承継させる吸収分割（宇部興産による吸収分割を以下「宇部興産吸収分割」といい、本吸収分割と宇部興産吸収分割を併せて「本共同吸収分割」といいます。）等による、本承継対象事業の統合（以下「本統合」といいます。）を企図しており、本吸収分割は、本統合の一環として行われるものであります。

承継会社は、本吸収分割に際して普通株式 450 株を新たに発行し、その全部を分割会社に割当てます。また、宇部興産吸収分割に際しても、分割会社への割当てと同数の普通株式 450 株を新たに発行し、その全部を宇部興産に割当てます。この結果、承継会社は、本共同吸収分割に際して普通株式 900 株を新たに発行することになり、本共同吸収分割に際して、分割会社に割当て交付される承継会社の普通株式を１とした場合に、宇部興産に対して割当て交付される承継会社の普通株式の比率は１（以下「本合意株式割当比率」といいます。）となり、承継会社における分割会社及び宇部興産の持株比率は両社 50%のまま変更はありません。

分割会社及び宇部興産は、各々の対象事業についての各々の事業計画の確認及び精査を踏まえ、本共同吸収分割に際して、分割会社及び宇部興産に対して割当て交付される承継会社の普通株式の比率の決定にあたり、分割会社はメリルリンチ日本証券株式会社（現 BofA 証券株式会社。以下「BofA」といいます。）を両社から独立した財務アドバイザーとして選定し本共同吸収分割における株式割当比率に関する財務分析を依頼し、宇部興産はゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。）を両社から独立した財務アドバイザーとして選定し本共同吸収分割における宇部興産対象事業及び承継会社の株式価値に関する財務分析を依頼いたしました。分割会社及び宇部興産は、上記各事業計画の確認及び精査、それぞれの財務アドバイザーによる財務分析内容、本統合の戦略的意義及び期待される統合効果、両社の財務の状況、事業若しくは資産の状況、将来の見通し等の要因等を総合的に勘案し、両社で株式割当比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、分割会社及び宇部興産は、承継会社の新株の割当に関して、

上記のとおり合意しており、その内容は相当であると判断しております。なお、本決定にあたり、分割会社及び宇部興産は、各々の財務アドバイザーから2020年9月29日付の算定書を受領しております。

（注1）BofAから受領した2020年9月29日付の算定書（以下「BofA算定書」といいます。）は、分割会社の指示のもと、分割会社の取締役会が本共同吸収分割について検討することに関連し、作成されたものです。BofA算定書は、分割会社の指示のもと、公開されている情報又は分割会社若しくは宇部興産よりBofAに対して提供された情報に基づき作成されたものです。

BofA算定書は、かかる財務その他の情報及びデータについてのBofAによる独自の検証は行われておらず、それらが正確かつ完全であることが前提とされ、かつその正確性及び完全性に依拠して作成されたものであり、また当該情報又はデータがいかなる重要な点においても不正確となる又は誤解を招くおそれのあるものとなるような事実又は状況を認識していないという分割会社及び宇部興産の経営陣の表明に依拠して作成されています。

BofA算定書は、その作成にあたって分割会社及び分割会社対象事業の経営陣が作成し提供した分割会社対象事業に関する財務予測、宇部興産及び宇部興産対象事業の経営陣が作成し提供した宇部興産対象事業に関する財務予測（以下「宇部興産予測」といいます。）並びに分割会社及び分割会社対象事業の経営陣により修正が加えられた修正版の宇部興産予測について、それが分割会社対象事業の将来の業績及びその他の事項に関する分割会社及び分割会社対象事業の経営陣によるBofA算定書作成時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものである旨並びに分割会社対象事業及びその他の事項について評価するにあたっての合理的な基礎となることを前提としております。BofA算定書は、本承継対象事業の属する市場における地政学的な条件及びマクロ経済の条件その他の諸条件の本承継対象事業に対する潜在的な影響、本承継対象事業の属する業界における市場動向及び競争環境その他の動向及び見通し、当該業界に関連若しくは影響する政治上、規制上及び法制度上の事項、並びに本承継対象事業に関する既存及び将来の契約及び取り決め、及び、本承継対象事業の重要な従業員、サプライヤー及びその他の事業上の関係を誘引し、維持しかつ／又は代替する能力に関して、分割会社の指示に従い、分割会社の経営陣の評価に依拠しております。BofA算定書は、分割会社の指示に従い、かかる事項に関して、いかなる点においてもBofA算定書に対して何らかの有意性をもつような変動がないことを前提として作成されています。

BofA算定書は、分割会社の指示に従い、本共同吸収分割が重要な条件又は合意事項を放棄、修正又は改訂することなくその条件に従いかつ適用ある全ての法令、書類及びその他の要件を遵守して完了されること、並びに本共同吸収分割に必要な政府、当局その他の認可、承認、免除及び免責を得る過程において、分割会社、宇部興産及び本承継対象事業又は本共同吸収分割が予定している利益に悪影響を及ぼすような、又はその他BofA算定書に何らかの有意性をもつような、遅延、制限、制約又は条件が課されること若しくは発生すること（排除措置又は変更措置が課されることを含みます。）がないことを前提として作成されています。BofA算定書は、本共同吸収分割において想定される承継又はその他の取引の十分性又はその影響に関する意見又は見解を表明するものではなく、また、分割会社の指示に従い、本承継対象事業の運営に必要な全ての資産、財産及び権利を承継会社が取得しこれを維持

すること、かつ承継会社は本承継対象事業から除外されることが想定されている負債又は義務について、直接又は間接に何ら引き受けずまた負わないことを前提としています。さらに、BofA 算定書は、分割会社の指示に従い、本共同吸収分割を含む本承継対象事業の統合契約（以下「本統合契約」といいます。）の最終締結版が、BofA が検討した、2020 年 9 月 28 日に提供された締結用本統合契約といかなる重要な点においても相違しないことを前提として作成されています。

分割会社は、本共同吸収分割に関して独立の財務アドバイザーとして選定した BofA の提供するサービスに対し手数料（その主要な部分が本共同吸収分割の完了を条件とします。）を支払います。また、分割会社は、BofA の実費を負担すること、及び BofA の関与から発生する一定の責任について BofA に補償することを合意しています。

BofA 算定書は、分割会社の取締役会が（当該立場において）本共同吸収分割の検討において使用するためにその便宜のために作成されたものです。BofA 算定書は、分割会社の取締役会以外のいかなる者に対しても、その便宜のために作成されたものではなく、かつ、いかなる権利又は救済手段を付与するものでもありません。

BofA 算定書は、必然的に、BofA 算定書の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、BofA 算定書の日付以降に発生する事象が BofA 算定書の内容に影響を与える可能性がありますが、分割会社は、BofA が BofA 算定書を更新、改訂又は再確認する義務を負うものでないことを了解しています。

BofA 算定書は、分割会社の取締役会が本共同吸収分割を検討するに際して考慮される多くの要因の一つにすぎず、分割会社の取締役会又は経営陣の本合意株式割当比率その他についての見解を決定付ける要因と解釈されてはなりません。

（注 2）ゴールドマン・サックスのアドバイザリー・サービス及び宇部興産がゴールドマン・サックスから 2020 年９月 29 日付で受領した算定書（以下「GS 算定書」といいます。）は、宇部興産の取締役会が本統合を検討するにあたっての情報提供及びかかる検討の補佐のみを目的として提供されたものです。GS 算定書は、宇部興産株式の保有者が本統合に賛成すべきか否か又はその他のいかなる事項についても何らの推奨を行うものではありません。ゴールドマン・サックスは、宇部興産及び分割会社の間の 2020 年９月 29 日付統合契約書（以下「本統合契約書」といいます。）又は本統合に関するその他のいかなる条件又は側面、あるいは本統合契約書において企図され又は本統合に関連して合意又は修正されるその他の合意又は法律文書に関するいかなる条件又は側面（本統合契約書に基づき宇部興産対象事業の拠出と関連して宇部興産に割り当てられる承継会社の全経済的持分の 50%に相当する承継会社普通株式（以下「宇部興産本統合受取対価」といいます。）の割当比率、宇部興産又は承継会社において継続する義務、宇部興産のその他の種類の証券の保有者、宇部興産の債権者又はその他の関係者にとっての本統合の公正性、及びこれらの者が本統合に関連して受け取った対価の公正性を含みます。）についても、意見又は考察を述べるものではなく、また、ゴールドマン・サックスは、本統合契約書に基づき宇部興産対象事業の拠出と関連して宇部興産が受け取る宇部興産本統合受取対価に関連するか否かを問わず、宇部興産、承継会社又は宇部興産対象事業の役員、取締役、従業員等に対して本統合に関連して支払われる報酬の金額や性質の公正性又はこれらの者の階級について

の見解を示すものではありません。GS 算定書は、必然的に、2020 年 9 月 28 日における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況、並びに当該日時点においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づいても、GS 算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。また、そのような更新、改訂又は再確認はこれまで行われておりません。したがって、GS 算定書は 2020 年 9 月 28 日時点までの事情及び市場環境のみを踏まえて考慮されるべきものとなります。特に明記されている場合を除き、GS 算定書において使用されている定量的情報のうち市場データに基づくものは、2020 年 9 月 25 日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

ゴールドマン・サックスが、GS 算定書を作成するにあたっての前提条件、手続、考慮事項及び制約事項の詳細に関する追加情報は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス及びその関係会社（以下「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。）は、様々な個人及び法人顧客のために、アドバイザリー、証券引受及びファイナンス、自己勘定投資、セールス・トレーディング、リサーチ、投資顧問その他の金融及び非金融の業務及びサービスに従事しています。ゴールドマン・サックス・グループ及びその従業員、並びにこれらが管理する又は（共同若しくは単独で）投資若しくはその他の経済的持分を有するファンドその他の事業体が、宇部興産、分割会社及び承継会社を含むそのいずれかの関係会社並びに第三者の証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップその他の金融商品、又は本統合に係るいずれかの通貨及びコモディティにつき、常時、売買し、買い持ち若しくは売り持ちのポジションを取り、これらのポジションに対する議決権を行使し、又は投資する場合があります。ゴールドマン・サックスは、本統合に関し宇部興産の財務アドバイザーを務め、本統合の交渉に一定の関与をしました。ゴールドマン・サックスは、本統合に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（報酬の大半は本統合の実行を条件としております。）、宇部興産は、ゴールドマン・サックスが要した一定の実費を負担すること、及び財務アドバイザー業務に起因する一定の債務を補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス・グループは、将来、宇部興産、分割会社、承継会社及びそれらの関係会社に対して、財務アドバイザリー及び／又は証券引受業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領する可能性があります。

GS 算定書を作成するにあたり、ゴールドマン・サックスは、本統合契約書、宇部興産の 2020 年 3 月 31 日に終了する 5 事業年度の有価証券報告書、宇部興産の四半期報告書、その他の宇部興産による株主に対する一定のコミュニケーション、宇部興産に関する一般に公開されている一定のアナリスト・リサーチ・レポート、2020 年 3 月 31 日に終了する 3 事業年度の宇部興産対象事業の未監査の財務諸表、宇部興産の経営陣によって予測・作成され、ゴールドマン・サックスの使用につき宇部興産の了

承を得た本統合によって生じる営業活動によるシナジー予測（以下「本シナジー予測」といいます。）を含む、宇部興産の経営陣により作成され、ゴールドマン・サックスの使用につき宇部興産の了承を得た宇部興産対象事業及び承継会社に対する内部の財務分析、財務予測（以下「本財務予測」といいます。）等、分割会社の 2020 年 3 月 31 日に終了する 5 事業年度の有価証券報告書、分割会社の四半期報告書、その他の分割会社による株主に対する一定のコミュニケーション、分割会社に関する一般に公開されている一定のアナリスト・リサーチ・レポート、2020 年 3 月 31 日に終了する 3 事業年度の分割会社対象事業の未監査の財務諸表、宇部興産の経営陣により作成され、ゴールドマン・サックスの使用につき宇部興産の了承を得た宇部興産のセメント及び関連事業に関して承継会社が引き継ぐ宇部興産の直接的又は間接的な資産及び債務の推定調整金額（宇部興産調整額）、宇部興産の経営陣により作成され、ゴールドマン・サックスの使用につき宇部興産の了承を得た分割会社のセメント及び関連事業に関して承継会社が引き継ぐ分割会社の直接的又は間接的な資産及び債務の推定調整金額（分割会社調整額）（宇部興産調整額及び分割会社調整額を総称して「宇部興産推定調整額」といいます。）について検討しました。また、ゴールドマン・サックスは、本統合の戦略的意義及び享受することが期待されている利益についての宇部興産の評価、過去及び現在の事業・財務状況及び将来の見通しについて、宇部興産の経営陣と協議をしました。さらに、ゴールドマン・サックスは、承継会社及び宇部興産対象事業の財務情報を他の一定の公開会社の類似の財務及び株式市場における情報と比較し、ゴールドマン・サックスが適切と思料するその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。

財務分析の実施及び GS 算定書の作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが聴取し、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関する情報全ての正確性及び完全性について、宇部興産の同意に基づき、これに依拠し、またこれを前提としており、何ら独自の検証を行う責任を負うものではありません。ゴールドマン・サックスは、宇部興産の同意に基づき、本シナジー予測を含む本財務予測及び宇部興産推定調整額が、宇部興産の経営陣による現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、宇部興産、宇部興産の子会社、宇部興産対象事業、分割会社対象事業又は承継会社の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価又は鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは、本統合を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が宇部興産、分割会社、宇部興産対象事業、分割会社対象事業、承継会社又は本統合から予期される利益に対して（ゴールドマン・サックスの分析に何らかの有意な影響を及ぼす）重大な悪影響を生じさせることなく取得されることを前提としています。また、ゴールドマン・サックスは、本統合は、本統合契約書に規定された取引条件に基づいて完了し、ゴールドマン・サックスの分析に何らかの有意な影響を及ぼす取引条件の放棄又は修正がないことを前提としています。

GS 算定書は、本統合を行うに際しての宇部興産の経営上の意思決定や宇部興産がとり得る他の戦略的手段と比較した場合における本統合の利点について見解を述べるものではありません。また、法務、規制、税務又は会計に関する事項についていかなる見解を述べるものでもありません。ゴールドマン・サックスは、宇部興産及び分割会社の普通株式のいかなる将来の時点での取引価格についても、債券、金融及び株式市場における変動が宇部興産、承継会社、宇部興産対象事業、分割会社、分割会社対象事業又は本統合にもたらす潜在的な影響についても、本統合が宇部興産、承継会社、宇部興産対象事業、分割会社又は分割会社対象事業の支払能力や存続能力、期限の到来した債務の弁済能力に対して与える影響についても一切意見を述べるものではありません。GS 算定書は、必然的に、当該日時点における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況、並びに当該日時点においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づいても、GS 算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。GS 算定書の一部を抽出し又は要約して言及することは必ずしも適切ではありません。GS 算定書を全体として考慮することなく一部又はその要約を選択することは、GS 算定書が依拠するプロセスについての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスはいずれの要素又は実施したいずれの分析に対しても特に重点的に依拠をするものではありません。

(2)本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金等の額に関する事項

本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は次のとおりです。本吸収分割後における承継会社の事業内容及び分割会社から承継する権利義務等に照らして、相当であると判断しております。

・資本金　249億7,500万円
・資本準備金　0円
・利益準備金　0円

３．分割会社についての次に掲げる事項

(1)分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

(2)臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3)分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

該当事項はありません。

４．承継会社についての次に掲げる事項

(1)承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

承継会社は2021年４月14日に設立された会社であるため、確定した最終事業年度は存

在しません。会社成立の日における貸借対照表の内容は次のとおりです。

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金及び預金	100,000,000	負債合計	―
		純資産の部	
		資本金	50,000,000
		資本準備金	50,000,000
資産合計	100,000,000	負債・純資産合計	100,000,000

(2)承継会社の成立の日後を臨時決算日とする当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3)承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

1) 承継会社は、2021年５月14日、宇部興産との間で、2022年４月１日を効力発生日として、宇部興産吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。宇部興産吸収分割により承継会社が宇部興産から承継する資産の額は307,234百万円（2022年３月31日見込み）であり、負債の額は122,694百万円（2022年３月31日見込み）です。

2) 承継会社は、2021年５月17日、宇部三菱セメント株式会社との間で、2022年４月１日を効力発生日として、吸収合併契約を締結しました。本吸収合併により承継会社は宇部三菱セメント株式会社からその権利義務の一切を承継いたします。なお、本吸収合併により承継する資産の額は79,367百万円（2022年３月31日見込み）であり、負債の額は61,466百万円（2022年３月31日見込み）です。

3) 承継会社は、2021年11月30日時点で、分割会社及び宇部興産吸収分割における吸収分割会社たる宇部興産からそれぞれ約24億円（合計約48億円）の借入を行っており、2022年３月31日までに分割会社及び宇部興産から追加でそれぞれ約35億円（合計約70億円）（予定）の借入を行う予定です。また、承継会社は債務超過となっておりますが、本吸収分割及び宇部興産吸収分割により債務超過状態は解消される見込みです。

4) 承継会社は、下記の要領により、募集株式（以下「本株式」といいます。）を発行し、分割会社及び宇部興産は、それぞれ１株ずつこれを引き受けます。

(1) 募集株式の種類	普通株式
(2) 募集株式の数	２株
(3) 募集株式の払込金額	１株につき金 100,000,000 円
(4) 払込期日	2021 年 12 月 28 日又は分割会社及び宇部興産が別途合意した日

(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	資本金　　金200,000,000円 資本準備金　金0円
(6) 募集の方法	第三者割当の方法により、分割会社及び宇部興産に本株式を1株ずつ割り当てる。

5) 承継会社は、2021年12月28日又は分割会社及び宇部興産が別途合意した日に、承継会社の資本準備金50,000,000円の資本金への組入れを行います。

５.分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1)分割会社について

分割会社の2021年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は2,035,546百万円、負債の額は1,421,151百万円であり資産の額が負債の額を上回っており、同日から現在まで、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割により分割会社が承継会社に対して移転する資産の額は349,447百万円、負債の額は153,652百万円となる見込みであり、本吸収分割の効力発生日後の分割会社の資産の額も、負債の額を上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以後における分割会社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、分割会社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

(2)承継会社について

承継会社の成立の日の貸借対照表における資産の額は100百万円、負債の額は0円であり資産の額が負債の額を上回っております。

承継会社は、2021年12月22日時点において債務超過の状態にありますが、分割会社及び宇部興産からの借入金を除くと、承継会社の資産の額が負債の額を上回ります。また、本吸収分割により承継会社が分割会社から承継する資産の額は349,447百万円、負債の額は153,652百万円となる見込みであり、本吸収分割の効力発生日後の承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

そして、本吸収分割の効力発生日以後における承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれていることから、承継会社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

以上